平成２１年（フ）第２５６号
群馬県前橋市野中町150番地６　レジデンス前橋107号
債務者　北爪ひろみ（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３０１号
群馬県伊勢崎市安堀町236番地２　市営住宅1078
債務者　山田　廣志
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３０２号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前1301号
債務者　安藤　貞夫
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３０５号
群馬県前橋市富士見町米野1045番地
債務者　樺沢　千里
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３０６号
群馬県前橋市西片貝町３丁目72番地　村田貸住宅
債務者　長澤　直也
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３１９号
群馬県前橋市富士見町皆沢204番地４
債務者　新井　辰也
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３２０号
群馬県前橋市龍蔵寺町307番地４
債務者　澁川　君子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３２２号
群馬県前橋市富士見町小暮１番地５
債務者　松原　綾子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３２７号
群馬県前橋市高井町１丁目26番地12
債務者　淺田　弘
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２０５号
群馬県高崎市貝沢町2180番地３
債務者　長井　明美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２２４号
群馬県安中市秋間みのりが丘３番地36
債務者　成田　昇
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２１６号
埼玉県熊谷市妻沼1671番地４　妻沼昭和ビル506
債務者　小林　澄枝
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２２１号
埼玉県熊谷市吉所敷685番地
債務者　大久保　進
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５７号
三重県松阪市田原町236番地１　神戸荘２階右側
債務者　清原　惠子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第６７４号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－３棟310号
債務者　藤村　雅一
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８２７号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台26―301
債務者　樋口　博之
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８８７号
京都府向日市上植野町浄徳８番地の２　ドミール西向日105号
債務者　森　新子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係